平成２２年（再ロ）第２１号

宮城県宮城郡利府町花園２丁目12番地５
再生債務者　成ヶ澤哲哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月５日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第４号

福島県郡山市八山田２丁目78番地の９
再生債務者　渡邊　徳人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月８日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再ロ）第１５号

福岡県遠賀郡岡垣町旭南21番２号
再生債務者　江川　英文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第１０００７号

長崎県長崎市西山台１丁目１番28―608号
再生債務者　荒木　晋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月８日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

山形県鶴岡市稲生１丁目14番７―18号
再生債務者　小林　孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月８日　山形地方裁判所鶴岡支部

給与所得者等再生による免責決定

平成２２年（モ）第４５号

三重県桑名市京町45番地カーサ京橋701号
再生債務者　別所　邦廣
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年11月８日　津地方裁判所四日市支部

企業年金基金変更公告

栃木県税理士協同組合企業年金基金の名称および事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
１．新基金名称　関東信越税協連企業年金基金
２．旧基金名称　栃木県税理士協同組合企業年金基金
３．新事務所の所在地　東京都新宿区西新宿１―６―１
４．旧事務所の所在地　栃木県宇都宮市3200
５．変更年月日　平成22年10月１日
平成22年11月16日
関東信越税協連企業年金基金
理事長　藤沼　康雄

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成22年11月16日　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
(1)長濱　聡、千葉県、東京都教育委員会、小学校教諭１種免許状
２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲はＮの権利義務全部を承継して存続し、Ｎは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、合併に伴う甲はその名称を日光市森林組合に変更します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及びＮの主たる事務所に備え置いております。
平成二十二年十一月十六日
栃木県日光市瀬川五一番地一二
（甲）日光地区森林組合
代表理事組合長　髙村　正勝
栃木県日光市日向一四五九番地
（Ｎ）栗山森林組合
代表理事組合長　阿部　利一

合併公告

左記会社は合併して甲はＮの権利義務全部を承継して存続しＮは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年三月一日であり、甲は平成二十二年十一月十五日開催の株主総会において合併承認決議をしており、Ｎは会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はＮの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十四日
掲載頁　九十五頁（号外第一一四号）
（Ｎ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十四日
掲載頁　九十五頁（号外第一一四号）
平成二十二年十一月十六日
千葉県木更津市潮浜二丁目１番三五
（甲）富士見タクシー株式会社
代表取締役　髙橋　巧
千葉県君津市外箕輪四丁目一番二号
（Ｎ）君津タクシー株式会社
代表取締役　髙橋　巧

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１乃至乙６の権利義務全部を承継して存続し、乙１乃至乙６は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年一月一日であり、甲の株主総会は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により平成二十二年十一月五日に、また乙１乃至乙６の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月六日
掲載頁　一一七頁（号外第一四二号）
（乙１）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十六日
掲載頁　一〇五頁（号外第一五六号）
（乙２）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十七日
掲載頁　一一一頁（号外第一五七号）
（乙３）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十八日
掲載頁　一二〇頁（号外第一五八号）
（乙４）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一六〇頁（号外第一五九号）
（乙５）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一八七頁（号外第一六〇号）
（乙６）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月二日
掲載頁　九十五頁（号外第一六一号）
平成二十二年十一月十六日
東京都中央区銀座八丁目四番一七号
（甲）株式会社リクルートスタッフィング
代表取締役　渡邊由紀子
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号
（乙１）株式会社メイツ
代表取締役　西田　穣
札幌市中央区北二条西四丁目北海道ビル一階
（乙２）株式会社メイツ北海道
代表取締役　西田　穣
名古屋市中村区名駅三丁目二八番一二号
（乙３）株式会社メイツ東海
代表取締役　西田　穣
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町二〇番地
（乙４）株式会社メイツ京都
代表取締役　西田　穣
大阪市北区角田町八番四七号
（乙５）株式会社メイツ大阪
代表取締役　西田　穣
福岡市中央区天神一丁目一二番七号
（乙６）株式会社メイツ九州
代表取締役　西田　穣